

国東市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度実施要綱

〔 平成 29 年 9 月 27 日
国東市告示第 93 号 〕

(目的)

第1条 この告示は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。)並びに戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)に規定する次に掲げる証明書等をいう。

ア 住民票の写し(消除及び改製されたものを含む。)

イ 住民票記載事項証明書

ウ 戸籍の附票の写し(消除及び改製されたものを含む。)

エ 戸籍全部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍個人事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍一部事項証明書(除かれたものを含む。)

オ 戸籍謄抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)

カ 戸籍記載事項証明書(除かれたもの及び改製されたものを含む。)

キ 届出書の記載事項証明書

(2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。

(3) 本人 住民票の写し等の交付申請書(職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。)に交付請求対象者として記載された者(本人の法定代理人を含む。)をいう。ただし、本人が特定されない場合は、住民票の世帯主又は戸籍筆頭者をいう。

(4) 特定事務受任者 弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)をいう。

(5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知できるものとする。ただし、不正取得をされた住民票の写し等に係る交付請求書が保存

年限を経過し廃棄されているときその他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合
 - (2) 国、県その他関係機関の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行ったことが明らかになった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、市長が不正取得を行ったことが明らかであると認めた場合
- 2 前項における通知は、市長が当該取得者に対し、住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関する疎明資料の提出について（様式第1号）により弁明内容を含む疎明資料の要求を行い、通知の日から14日以内に回答書（様式第2号）の提出がなかった場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合に限るものとする。

(本人への通知の方法)

第4条 前条の規定により本人に通知する場合には、あらかじめ住民基本台帳事務等に関するお知らせについて（様式第3号）により、本人に連絡した上で、口頭、住民票の写し等の不正取得に係る本人通知書（様式第4号）その他適宜の方法により、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 交付した証明書の種類及び通数
- (2) 交付年月日
- (3) 戸籍の表示（本籍及び筆頭者）又は住所
- (4) 本人の氏名
- (5) 不正取得者の氏名及び住所
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(開示請求)

第5条 第3条の規定による通知を受けた者から、当該交付請求書の閲覧又は写しの交付を求められた場合は、国東市個人情報保護条例の定めるところによる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、不正取得に係る本人への通知に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。